



平成24年度決算に基づく 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、平成24年度決算における「健全化判断比率」及び公営企業の「資金不足比率」を算定しました。

これらの比率が一定の基準値を超えた場合、改善が必要な状態とみなされ、財政健全化計画を策定することなどが義務付けられます。算定の結果、各比率は基準値を下回るとともに、算定開始以来改善傾向を持続しています。

特に、「健全化判断比率」のひとつである「実質公債費比率」は13.1%となり、昨年度から1.7ポイント改善しました。

(単位: %)

◆健全化判断比率

(参考) 早期健全化基準

(参考) 財政再生基準

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------|----------|---------|--------|
| - | - | 13.1 | 69.2 |
| 12.13 | 17.13 | 25.0 | 350.0 |
| 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「-」で表示

◆資金不足比率

(単位: %)

| 会計名 | 資金不足比率 | (参考) 経営健全化基準 |
|--------------|--------|--------------|
| 病院事業会計 | - | 20.0 |
| 水道事業会計 | - | 20.0 |
| 診療所事業会計 | - | 20.0 |
| 介護老人保健施設事業会計 | - | 20.0 |
| 公共下水道事業特別会計 | - | 20.0 |
| 農業集落排水事業特別会計 | - | 20.0 |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「-」で表示



実質赤字比率

・実質赤字比率

『一般会計等(=普通会計)の実質赤字額』の標準財政規模^(注)に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示すもの

| | | |
|-------------|------------|--|
| | [単位:千円] | |
| 一般会計等の実質赤字額 | ▲705,627 | |
| 標準財政規模 | 24,265,597 | |

※実質収支が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

●実質赤字比率の推移

| 年度 | H22 | H23 | H24 |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| 比率(%) | - (▲2.39) | - (▲2.57) | - (▲2.90) |
| 早期健全化基準 | 12.16 | 12.15 | 12.13 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 20.00 | 20.00 |

※()内数値は参考算定値

算定開始以来、一般会計等の実質収支額は黒字を維持していることから、実質赤字比率は算定されていません。

(注)標準財政規模
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の規模
…標準税収入額等+普通地方交付税+臨時財政対策債発行可能額





連結実質赤字比率

・連結実質赤字比率

『全会計の実質赤字額(又は資金不足額)』の標準財政規模に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示すもの

[単位:千円]

| | | | |
|---------|------------|---|---|
| 連結実質赤字額 | ▲4,766,786 | = | — |
| 標準財政規模 | 24,265,597 | | |

※連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字額は負の値となる。

●連結実質赤字比率の推移

(単位:%)

| 年度 | H22 | H23 | H24 |
|---------|---------------|---------------|---------------|
| 比率(%) | — (▲17.26) | — (▲18.28) | — (▲19.64) |
| 早期健全化基準 | 17.16 | 17.15 | 17.13 |
| 財政再生基準 | 35.00 | 30.00 | 30.00 |

※()内数値は参考算定値

算定開始以来、全会計の実質収支額は黒字を維持していることから、連結実質赤字比率は算定されていません。



実質公債費比率

・実質公債費比率

『一般会計等の元利償還金』及び『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等(準元利償還金)』の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの程度を示すもの

$$\frac{\text{実質公債費A(地方債元利償還金+準元利償還金)} - (\text{Aに充てられる特定財源及び普通交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{Aに係る普通交付税算入額}} = 13.1\%$$

※3カ年平均
(単年度 H22:14.8%、H23:12.7%、H24:11.9%)

●実質公債費比率の推移

| 年度 | H22 | H23 | H24 |
|---------|------|------|------|
| 比率(%) | 16.8 | 14.8 | 13.1 |
| 早期健全化基準 | 25.0 | 25.0 | 25.0 |
| 財政再生基準 | 35.0 | 35.0 | 35.0 |

※各年度の比率は3カ年平均値

「返す以上に借りない」ことを基本に地方債の発行を抑え、前年度に引き続いて民間資金の繰上償還を積極的に行いました。

これにより、一般会計の元利償還金などが減少し、実質公債費比率は13.1%となり、前年度から1.7ポイント改善しました。

ただし、今後は公債費負担が増加する要素があることから、引き続き注意が必要です。



将来負担比率

・将来負担比率

『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率で、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

[単位:千円]

$$\frac{\text{将来負担額A } 69,559,270 - \text{ 充当可能財源等B } 55,318,698}{\text{標準財政規模 } 24,265,597 - \text{ 元利償還金に係る24年度普通交付税算入額 } 3,709,577} = 69.2 \%$$

●将来負担比率の推移

| 年度 | H22 | H23 | H24 |
|---------|-------|-------|-------|
| 比率(%) | 92.9 | 80.5 | 69.2 |
| 早期健全化基準 | 350.0 | 350.0 | 350.0 |

「返す以上に借りない」ことを基本に地方債の発行を抑え、前年度に引き続いて民間資金の繰上償還を積極的に行いました。

これにより、一般会計の地方債現在高などが減少し、将来負担比率は69.2%と改善されました。

ただし、下水道などの公営企業債の償還に係る負担は今後も高い水準で推移する見込みであり、引き続き注意が必要です。



資金不足比率

・資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示すもの

(参考: 資金剰余金、単位: 千円)

$$\text{(法適用企業)} = \frac{\text{資金不足額(流動負債－流動資産)}}{\text{事業規模(営業収益－受託工事収益)}}$$

| | |
|------|-----------|
| 病院 | 462,632 |
| 水道 | 2,456,475 |
| 診療所 | 58,849 |
| 介護老健 | 44,107 |

※いずれの会計も資金不足額(赤字)は生じていない。

$$\text{(法非適用企業)} = \frac{\text{資金不足額(歳入－歳出－翌年度に繰り越すべき財源)}}{\text{事業規模(営業収益－受託工事収益)}}$$

| | |
|----|--------|
| 公下 | 33,873 |
| 農排 | 11,291 |

算定開始以来、全ての公営企業会計で資金不足は生じていません。